

熊本市公報

第 1388 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

告 示

○放置自転車の移動及び返還（告示第 722 号）	1679
○差押通知書の公示送達（告示第 723 号）	1680
○あわせ産廃に関する告示事項の修正（告示第 724 号）	1680
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 725 号）	1680
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 728 号）	1681
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止（告示第 729 号）	1681
○保管した広告物又は掲出物（告示第 730 号）	1681
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 731 号）	1682
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 733 号）	1682
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 734 号）	1683
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 735 号）	1683
○不動産の最高価申込者決定等通知書の公示送達（告示第 736 号）	1683
○都市計画の変更（告示第 740 号）	1684
○都市計画の変更（告示第 741 号）	1684
○都市計画の変更（告示第 742 号）	1684
○都市計画の決定（告示第 743 号）	1685
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 747 号）	1685
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 748 号）	1686
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 749 号）	1687
○市税督促状の公示送達（告示第 750 号）	1687
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 751 号）	1688
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 752 号）	1688
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 753 号）	1688
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 754 号）	1689
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 755 号）	1689
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 756 号）	1690
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 757 号）	1690
○自動車臨時運行許可番号標の失効（告示第 758 号）	1690
○熊本市人事行政の運営等の状況の公表（告示第 759 号）	1691

○配当計算書（謄本）の公示送達（告示第 760 号）	1713
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（公告第 739 号）	1713
○換価財産の最高価申込者の決定（公告第 744 号）	1713
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 745 号）	1714
○大規模小売店舗立地法による新設届出（公告第 746 号）	1716
○第 4 5 次住居表示整備事業に伴う町の区域及び名称の変更（公告第 747 号）	1718
○平成 26 年度地籍調査事業の一筆地調査における土地所有者の所在不明（公告第 749 号）	1718
○熊本市田井島南土地区画整理組合が行う換地計画の縦覧（公告第 751 号）	1718
○開発行為に関する工事の完了（公告第 752 号）	1719
○開発行為に関する工事の完了（公告第 753 号）	1719
○開発行為に関する工事の完了（公告第 754 号）	1719
○開発行為に関する工事の完了（公告第 757 号）	1720
○城南農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 758 号）	1720
○開発行為に関する工事の完了（公告第 759 号）	1720
○開発行為に関する工事の完了（公告第 760 号）	1720
○開発行為に関する工事の完了（公告第 761 号）	1721
○開発行為に関する工事の完了（公告第 763 号）	1721
○都市公園の供用開始（公告第 764 号）	1721
○建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準 （公告第 766 号）	1722
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 24 号）	1723
上下水道局	
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 73 号）	1723
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 74 号）	1724
○指定給水装置工事事業者の廃止（上下水道局告示第 75 号）	1724
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 76 号）	1724
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 77 号）	1725
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 78 号）	1725
病 院 局	
○熊本市病院局就業規程の一部を改正する規程（病院局規程第 10 号）	1725
教 育 委 員 会	
○熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（教委規則第 7 号）	1726
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 12 号）	1726

告 示

告示第 7 2 2 号

平成 26 年 10 月 16 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 26 年 9 月 16 日 銀座通りエリア、市庁舎北側駐輪場、手取エリア、上通自転車駐輪場、新市街エリア、中央区島崎四丁目 12、東区上南部二丁目 2、並木坂エリア
- イ 平成 26 年 9 月 17 日 中央区白山一丁目 7 味噌天神電停付近、武蔵塚駅周辺、北区武蔵ヶ丘六丁目 3-1 武蔵塚駅前駐輪場
- ウ 平成 26 年 9 月 18 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区花畑町 4-18 国際交流会館、中央区草葉町 5-1 中央公民館、中央区北千反畑町 2 付近、並木坂エリア
- エ 平成 26 年 9 月 22 日 新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- オ 平成 26 年 9 月 24 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- カ 平成 26 年 9 月 25 日 西区上熊本三丁目 1、中央区平成三丁目 14-18、東区錦ヶ丘 1-1 東部出張所
- キ 平成 26 年 9 月 26 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- ク 平成 26 年 9 月 29 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア
- ケ 平成 26 年 9 月 30 日 健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、西区上熊本二丁目 18
- コ 平成 26 年 10 月 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、並木坂エリア
- サ 平成 26 年 10 月 2 日 水道町エリア
- シ 平成 26 年 10 月 3 日 西区春日八丁目 17、中央区九品寺一丁目 13 銀座橋際駐輪場、東区健軍四丁目庄口公園
- ス 平成 26 年 10 月 6 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、東区画図町下江津八丁目 1-10、並木坂エリア
- セ 平成 26 年 10 月 7 日 東区月出六丁目 5
- ソ 平成 26 年 10 月 8 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、西区春日三丁目熊本駅前
- タ 平成 26 年 10 月 9 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、中央区水前寺一丁目水前寺駅北口、北区高平二丁目清水交番前

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 1 月 16 日まで

2 移動・保管台数

自転車 182 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
 熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 7 2 3 号
 平成26年10月16日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条2項の規定に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

国税徴収法第54条第2項に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
 1人

告 示 第 7 2 4 号
 平成26年10月17日

平成26年10月1日付け告示第686号で告示した事項について次のとおり修正する。

熊本市長 幸山政史

誤	2 市の処理施設	
	名称	所在地
	東部環境工場	熊本市東区戸島町2570番地
	西部環境工場	熊本市西區城山薬師町363番地
	扇田環境センター	熊本市北区貢町1567番地
正	2 市の処理施設	
	名称	所在地
	東部環境工場	熊本市東区戸島町2570番地
	西部環境工場	熊本市西區城山薬師二丁目12番1号
	扇田環境センター	熊本市北区貢町1567番地

告 示 第 7 2 5 号
 平成26年10月20日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1人

2 送達をする書類名

差押調書 (謄本)

配当計算書

告 示 第 7 2 8 号

平成 26 年 10 月 21 日

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則 (平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号) 第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 6 0 1 9 0 7 8 1	訪問看護ステーション 轍 熊本市南区江越一丁目 2 9 番 1 6 号 パレステージ平成 1 0 3 号	合同会社 轍 熊本市南区江越一丁目 2 9 番 1 6 号 パレステージ平成 1 0 3 号 代表社員 宮本 博文	平成 26 年 1 0 月 2 0 日	訪問看護
4 3 6 0 1 9 0 7 8 1	訪問看護ステーション 轍 熊本市南区江越一丁目 2 9 番 1 6 号 パレステージ平成 1 0 3 号	合同会社 轍 熊本市南区江越一丁目 2 9 番 1 6 号 パレステージ平成 1 0 3 号 代表社員 宮本 博文	平成 26 年 1 0 月 2 0 日	介護予防 訪問看護

告 示 第 7 2 9 号

平成 26 年 10 月 21 日

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 8 2 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則 (平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号) 第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 8 7 0 8	居宅介護支援事業所ライフケアわかば 熊本市東区若葉六丁目 3 番 5 8 号	株式会社たかのや 熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 9 4 号 代表取締役 片山 紀子	平成 26 年 1 0 月 3 1 日	居宅介護支援

告 示 第 7 3 0 号

平成 26 年 10 月 21 日

屋外広告物法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
1 0 月 3 日	はり札等	1	保田窪	1 0 月 4 日

10月7日	はり札等	1	大窪	10月8日
10月9日	はり札等	5	若葉・上熊本・出水	10月10日
10月10日	はり札等	1	日吉	10月11日
10月11日	はり札等	5	刈草・近見	10月12日
	立看板等	4	刈草・近見	
10月14日	はり札等	10	新南部・桜木・佐土原・麻生田	10月15日
10月16日	はり札等	12	池田・鶴羽田	10月17日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第731号

平成26年10月22日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

1人

2 送達をする書類名

差押調書(謄本)

配当計算書

告示第733号

平成26年10月23日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110811	ツクイ熊本長嶺 熊本市東区長嶺南三丁目1-120	株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 代表取締役 津久井 宏	平成26年 11月1日	通所介護

4370110 811	ツクイ熊本長嶺 熊本市東区长嶺南三丁目1-120	株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 代表取締役 津久井 宏	平成26年 11月1日	介護予防通 所介護
----------------	-----------------------------	---	----------------	--------------

告 示 第 7 3 4 号

平成26年10月23日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 829	介臨丸 熊本営業所 熊本市東区小山二丁目11番17号	株式会社快援隊 福岡県大牟田市右京町21番地1 代表取締役 三船 善信	平成26年 11月1日	福祉用具貸与
4370110 829	介臨丸 熊本営業所 熊本市東区小山二丁目11番17号	株式会社快援隊 福岡県大牟田市右京町21番地1 代表取締役 三船 善信	平成26年 11月1日	介護予防福祉用 具貸与
4370110 829	介臨丸 熊本営業所 熊本市東区小山二丁目11番17号	株式会社快援隊 福岡県大牟田市右京町21番地1 代表取締役 三船 善信	平成26年 11月1日	特定福祉用具販 売
4370110 829	介臨丸 熊本営業所 熊本市東区小山二丁目11番17号	株式会社快援隊 福岡県大牟田市右京町21番地1 代表取締役 三船 善信	平成26年 11月1日	特定介護予防福 祉用具販売

告 示 第 7 3 5 号

平成26年10月23日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 837	居宅介護支援事業所わかば 熊本市東区若葉六丁目3番58号	株式会社ヘルスケアわかば 熊本市東区若葉六丁目3番58号 代表取締役 片山 紘子	平成26年 11月1日	居宅介護支 援

告 示 第 7 3 6 号

平成26年10月24日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定に基づく不動産の最高価申込者の決定等通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示す

る。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1人
- 2 送達する書類名
不動産の最高価申込者の決定等通知書

告 示 第 7 4 0 号

平成 26 年 10 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 熊本公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市西区上代 10 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 7 4 1 号

平成 26 年 10 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画公園 2・2・165号 新大江三丁目公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区新大江 3 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 7 4 2 号

平成 26 年 10 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・5・54号 刈草薄場線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市南区刈草 1 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 7 4 3 号

平成 26 年 10 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 出水 7 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
熊本市中央区出水 7 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 7 4 7 号

平成 26 年 10 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
太陽堂薬局 小楠公園前店 熊本市東区沼山津四丁目 1-2 1 株式会社 太陽堂薬局 代表取締役 古閑 進	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	平成 26 年 9 月 16 日
太陽堂薬局 新市街店 熊本市中央区新市街 8-1 株式会社 太陽堂薬局 代表取締役 古閑 進	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	平成 26 年 9 月 16 日
株式会社 太陽堂薬局 日赤前店 熊本市東区月出七丁目 16-102 株式会社 太陽堂薬局 代表取締役 古閑 進	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	平成 26 年 9 月 16 日
株式会社太陽堂薬局 並木坂店 熊本市中央区南坪井町 1-5 株式会社 太陽堂薬局 代表取締役 古閑 進	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	平成 26 年 9 月 16 日
ゆかり居宅介護支援事業所 熊本市西区春日二丁目 1-9 スカイマンションⅡ 302 号 ゆかり居宅介護支援事業所 今村 絹代	居宅介護支援	平成 26 年 10 月 9 日
熊本市社会福祉事業団 北部居宅介護支援事業所 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 15-17 ムサシ 1 番 館 D 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄	居宅介護支援	平成 26 年 10 月 1 日
ケアセンターサンフラワー 熊本市南区城南町隈庄 422 合同会社サンスマイル 代表社員 松本 由美	居宅介護支援	平成 26 年 10 月 1 日

アップルハート訪問看護ステーション熊本北 熊本市北区植木町舞尾 5 8 9 - 1 麻生介護サービス株式会社 代表取締役 新開 昌伸	訪問看護	平成 2 6 年 1 0 月 1 日
茶話本舗デイサービス若葉苑 熊本市東区若葉三丁目 1 番 1 6 号 株式会社 真聖 代表取締役 秋吉 千帆	通所介護・介護予防 通所介護	平成 2 6 年 1 0 月 1 日
通所介護事業所 ソレイシア 熊本市中央区国府三丁目 1 2 番 3 0 号 合同会社 リバティ 代表社員 大島 あさな	通所介護・介護予防 通所介護	平成 2 6 年 1 0 月 1 日
デイサービス ライフワン熊本 熊本市西区八島二丁目 4 番 1 8 号 株式会社 ライフワン 代表取締役 伊牟田 裕子	通所介護・介護予防 通所介護	平成 2 6 年 1 0 月 1 日
小規模デイサービス フクシア 熊本市南区良町五丁目 1 1 番 1 2 号 株式会社 フクシア 代表取締役 村田 和彦	通所介護・介護予防 通所介護	平成 2 6 年 1 0 月 8 日
リハビリスタジオ ラン・らん in 植木 熊本市北区植木町滴水 9 番 2 社会福祉法人 滄溟会 理事長 中原 紘嗣	通所介護・介護予防 通所介護	平成 2 6 年 8 月 1 日
デイサービスすみれ 熊本市東区长嶺西二丁目 1 5 番 1 2 4 号 医療法人社団 永誠会 理事長 永野 忠	通所介護・介護予防 通所介護	平成 2 6 年 8 月 1 日
マノリアル本荘 居宅介護支援事業所 熊本市中央区本荘五丁目 1 0 番 2 3 号 社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 理事長 野口 駿	居宅介護支援	平成 2 6 年 1 0 月 1 日

告示 第 7 4 8 号

平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
あきた病院 熊本市南区会富町 1 1 2 0 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	その他変更
あきた病院訪問看護ステーション たんぽぽ 熊本市南区会富町 1 1 2 0 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	その他変更
熊本市南 4 地域包括支援センター 熊本市南区会富町 1 1 2 0 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	その他変更

居宅介護支援事業所 あきた 熊本市南区会富町1120 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成26年9月16日	その他変更
訪問介護事業所 ひまわり 熊本市南区会富町1120 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成26年9月16日	その他変更
福祉用具貸与事業所 あきた 熊本市南区会富町1120 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成26年9月16日	その他変更
デイサービスセンター なのはな 熊本市南区会富町1120 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成26年9月16日	その他変更
グループホーム 萌 熊本市南区会富町1120 医療法人 むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成26年9月16日	その他変更
訪問介護ステーションよろこび 熊本市西区花園五丁目11-16 株式会社 ひかり企画 代表取締役 大野 裕二	平成26年7月1日	所在地変更

告示第749号

平成26年10月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
ファルコはやぶさ薬局 島町店 熊本市南区島町四丁目4番27号 株式会社 ファルコファーマシーズ 代表取締役 森 正彦	平成26年9月30日

告示第750号

平成26年10月30日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 173件 |
| (2) 固定資産税 | 1件 |
| (3) 軽自動車税 | 4件 |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 21件 |

告 示 第 7 5 1 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び同法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 0 1 4 9	はっぴいはうす 熊本市東区三郎一丁目 1 1 番 1 1 号	有限会社 ひまわりくらぶ 熊本市中央区水前寺四丁目 5 3 番 4 4 号 代表取締役 濱田 文子	平成 26 年 10 月 31 日	小規模多機 能型住宅介 護
4 3 9 0 1 0 0 1 4 9	はっぴいはうす 熊本市東区三郎一丁目 1 1 番 1 1 号	有限会社 ひまわりくらぶ 熊本市中央区水前寺四丁目 5 3 番 4 4 号 代表取締役 濱田 文子	平成 26 年 10 月 31 日	介護予防小 規模多機能 型住宅介護

告 示 第 7 5 2 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び同法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 0 5 6 0	はっぴいはうす参番館 熊本市中央区三郎一丁目 1 番 8 0 号	有限会社 ひまわりくらぶ 熊本市中央区水前寺四丁目 5 3 番 4 4 号 代表取締役 濱田 文子	平成 26 年 10 月 31 日	小規模多機 能型住宅介 護
4 3 9 0 1 0 0 5 6 0	はっぴいはうす参番館 熊本市中央区三郎一丁目 1 番 8 0 号	有限会社 ひまわりくらぶ 熊本市中央区水前寺四丁目 5 3 番 4 4 号 代表取締役 濱田 文子	平成 26 年 10 月 31 日	介護予防小 規模多機能 型住宅介護

告 示 第 7 5 3 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び同法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
439010 0719	はっぴいはうす六番館 熊本市東区健軍三丁目48番15号	有限会社 ひまわりくらぶ 熊本市中央区水前寺四丁目53番44号 代表取締役 濱田 文子	平成26年 10月31日	小規模多機 能型住宅介 護
439010 0719	はっぴいはうす六番館 熊本市東区健軍三丁目48番15号	有限会社 ひまわりくらぶ 熊本市中央区水前寺四丁目53番44号 代表取締役 濱田 文子	平成26年 10月31日	介護予防小 規模多機能 型住宅介護

告示第 7 5 4 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
439010 1527	はっぴいはうす 熊本市東区三郎一丁目11番11号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目52番44号 代表取締役 濱田 文子	平成26年 11月1日	小規模多機 能型住宅介 護
439010 1527	はっぴいはうす 熊本市東区三郎一丁目11番11号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目52番44号 代表取締役 濱田 文子	平成26年 11月1日	介護予防小 規模多機能 型住宅介護

告示第 7 5 5 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
439010 1535	はっぴいはうす参番館 熊本市中央区三郎一丁目1番80号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目52番44号 代表取締役 濱田 文子	平成26年 11月1日	小規模多機 能型住宅介 護
439010 1535	はっぴいはうす参番館 熊本市中央区三郎一丁目1番80号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目52番44号 代表取締役 濱田 文子	平成26年 11月1日	介護予防小 規模多機能 型住宅介護

告 示 第 7 5 6 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 1 5 4 3	はっぴいはうす六番館 熊本市東区健軍四丁目 4 8 番 1 5 号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目 5 2 番 4 4 号 代表取締役 濱田 文子	平成 26 年 1 1 月 1 日	小規模多機 能型居宅介 護
4 3 9 0 1 0 1 5 4 3	はっぴいはうす六番館 熊本市東区健軍四丁目 4 8 番 1 5 号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目 5 2 番 4 4 号 代表取締役 濱田 文子	平成 26 年 1 1 月 1 日	介護予防小 規模多機能 型居宅介護

告 示 第 7 5 7 号

平成 26 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 0 8 4 5	医療法人社団 悠愛会 かじお温泉クリニック 熊本市北区梶尾町 1 7 0 0 - 1	医療法人社団 悠愛会 熊本市東区画図町下無田 1 1 3 9 理事長 田代 壽美	平成 26 年 1 1 月 1 日	短期入所療養介 護
4 3 7 0 1 1 0 8 4 5	医療法人社団 悠愛会 かじお温泉クリニック 熊本市北区梶尾町 1 7 0 0 - 1	医療法人社団 悠愛会 熊本市東区画図町下無田 1 1 3 9 理事長 田代 壽美	平成 26 年 1 1 月 1 日	介護予防短期入 所療養介護

告 示 第 7 5 8 号

平成 26 年 10 月 31 日

熊本市自動車臨時運行許可規則（平成 6 年規則第 7 号）第 3 条第 1 項に基づき許可した自動車臨時運行許可番号標について、有効期間を経過し、失効したので同規則第 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 許可番号標番号
熊本 2 8 - 0 4 熊本
- 2 許可番号
第 9 2 号
- 3 許可年月日

平成26年7月1日

4 有効期間

平成26年7月1日から平成26年7月2日まで

5 申請者

熊本県熊本市北区下硯川町476番地1 エルディム岡本101

南 洋志

告示第759号

平成26年10月31日

地方公務員法及び熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成25年度人事行政の運営等の状況について公表する。

熊本市長 幸山政史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職者数 (平成 25 年度)

職種	採用者数	退職者数
事務	38	78
社会福祉職	4	
心理相談員	1	
保育士	14	25
土木	14	25
建築	9	4
機械	1	4
電気	1	11
化学		5
農業		1
造園		1
医師	16	21
獣医師	2	1
歯科医師	1	
薬剤師	2	3
診療放射線技師	2	
臨床検査技師	1	
歯科衛生士	1	
作業療法士	1	
言語聴覚士		1
保健師	5	2
看護師	19	20
准看護師		1
電話交換手		1
公用車運転手		4
作業車運転手		6
給食調理作業員		14
用務員		1
業務		6
監督		1
技工		1
電車運転士		2
幼稚園教諭	3	2
高等学校教諭	13	9
専修学校教員	1	
指導主事	19	22
社会教育主事	3	4
学芸員	2	1
文化財専門職	1	1
消防職	60	72
計	234	350

(2) 部門別職員数

		職員数(人)		増減数 (人)	主な増減理由
		平 2 4	平 2 5		
福祉 関係を除く	議会	24	24	0	
	総務	864	860	▲4	区役所総務部門の人員削減等
	税務	222	220	▲2	区役所税務課の人員削減等
	労働	3	3	0	
	農水	172	173	1	農商工連携推進課の新設等
	商工	183	188	5	動植物園の体制強化等
	土木	647	668	21	土木センターの体制強化等
	小計	2,115	2,136	21	
福祉 関係	民生	776	780	4	子ども・子育て関連3法制定に伴う業務増
	衛生	715	687	▲28	ごみ収集車両の民間委託
	小計	1,491	1,467	▲24	
一般行政計		3,606	3,603	▲3	
特別 行政	教育	653	649	▲4	高校教諭の人員削減等
	警察			0	
	消防	630	671	41	体制強化
	小計	1,283	1,320	37	
公営 企業等	病院	707	721	14	体制強化
	水道	281	271	▲10	人員削減
	交通	203	167	▲36	市営バスの路線委譲
	下水道	191	175	▲16	人員削減
	その他	184	184	0	
	小計	1,566	1,518	▲48	
総合計		6,455	6,441	▲14	

※各年度4月1日現在の職員数です。

※職員数には教育長を含み、臨時職員及び非常勤職員は除きます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳 出 総 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
H25年度	人 732,877	千円 294,385,551	千円 3,430,159	千円 45,926,628	% 15.6	% 17.2

(注) 人口は平成26年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H25年度	人 4,725	千円 19,187,005	千円 4,709,884	千円 7,140,478	千円 31,037,367	千円 6,569

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

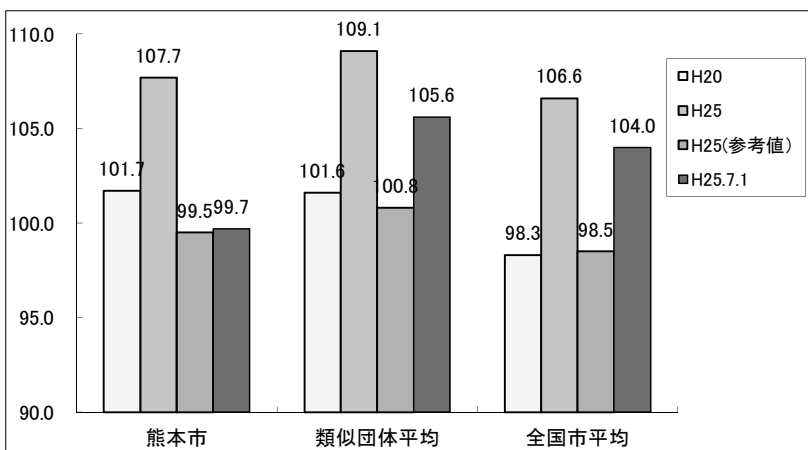
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	H25.7.1～H26.3.31
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 給料月額 平均7.1%削減 H25.4.1ラスパイレス指数 107.7 (参考値 99.5) 【減額時点】 H25.7.1ラスパイレス指数 99.7	
(手当) 管理職手当 10%削減 地域手当等の給料に連動する手当は給料の削減に連動	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H25年度	円 358,385	円 358,242	143円 (0.04%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
H25年度	月 3.94	月 3.95	月 -0.01	月 -	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	42.3 歳	329,675 円	428,607 円	356,878 円
熊本県	43.7 歳	344,852 円	407,906 円	372,704 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.3 歳	332,553 円	444,831 円	391,372 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	48.5 歳	649 人	356,361 円	411,354 円	375,686 円
清掃職員	47.2 歳	183 人	349,116 円	433,703 円	374,887 円
学校給食員	48.9 歳	159 人	356,355 円	372,952 円	367,672 円
用務員	49.6 歳	82 人	361,750 円	388,286 円	382,695 円
自動車運転手	51.5 歳	53 人	379,560 円	421,497 円	401,818 円
電話交換手	50.3 歳	4 人	376,755 円	412,028 円	391,675 円
守衛	43.9 歳	12 人	323,667 円	442,189 円	342,792 円
その他	48.3 歳	156 人	356,146 円	430,239 円	374,258 円
熊本県	49.7 歳	329 人	334,418 円	371,298 円	351,169 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	- 円	309,534 (325,400) 円
類似団体	47.1 歳	1,384 人	322,165 円	405,330 円	376,068 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.49
学校給食員	調理士	46.1 歳	198,200 円	1.88
用務員	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.92
自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	54.7 歳	175,900 円	2.40
電話交換手	電話交換手	41.2 歳	211,600 円	1.95
守衛	守衛	60.1 歳	185,900 円	2.38
その他	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	5,714,492 円	3,980,600 円	1.4
学校給食員	5,846,460 円	2,628,700 円	2.2
用務員	5,903,800 円	2,809,400 円	2.1
自動車運転手	6,284,720 円	2,290,900 円	2.7
電話交換手	6,183,160 円	- 円	-
守衛	5,339,104 円	2,360,200 円	2.3
その他	5,818,152 円	- 円	-

- ※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(平成22～24年の3カ年平均)
- ※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。
- ※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特殊・専修・各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	47.8 歳	386,700 円	424,088 円
熊本県	42.5 歳	374,079 円	421,328 円
類似団体	46.4 歳	393,499 円	480,779 円

④教育職(小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	45.9 歳	371,000 円	380,124 円
熊本県	45.8 歳	392,646 円	432,165 円
類似団体	39.3 歳	316,919 円	369,901 円

⑤教育職(その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	48.8 歳	393,900 円	525,724 円
熊本県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(7) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	130,500 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	192,700 円	192,800 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	185,800 円	— 円	— 円
	高 校 卒	149,800 円	— 円	— 円

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

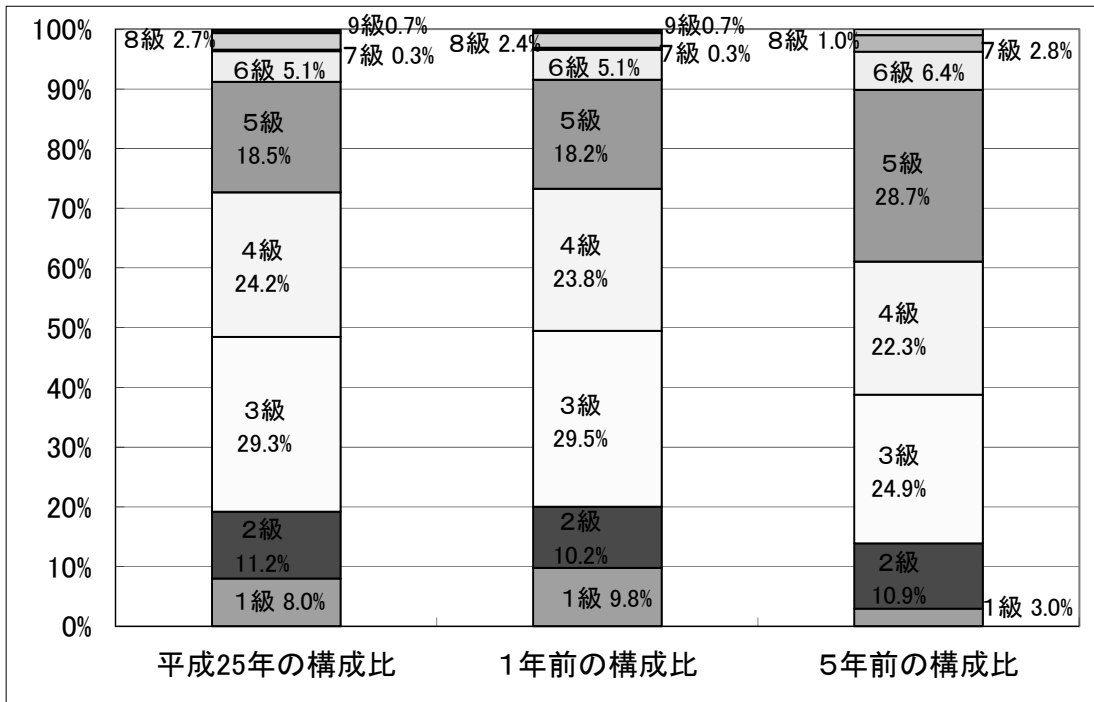
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,760 円	361,142 円	388,933 円	416,354 円
	高 校 卒	204,668 円	308,900 円	344,342 円	383,133 円
技能労務職	高 校 卒	201,200 円	302,485 円	334,297 円	369,767 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	344,559 円
教 育 職	大 学 卒	347,300 円	388,050 円	407,700 円	427,159 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	287,220 円	357,467 円	387,226 円	427,461 円
	高 校 卒	220,853 円	329,875 円	355,605 円	396,001 円

(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(9) 一般行政職の級別職員数及び給料表（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	230 人	8.0 %	135,600 円	243,700 円
2 級	相当の知識・技術又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	322 人	11.2 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務	842 人	29.3 %	222,900 円	354,700 円
4 級	係長の職務及びこれに相当する職務	696 人	24.2 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務	531 人	18.5 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	146 人	5.1 %	320,600 円	422,600 円
7 級	高度の知識・技術又は経験を必要とする課長の職務及びこれに相当する職務	9 人	0.3 %	366,200 円	456,200 円
8 級	次長の職務及びこれに相当する職務	79 人	2.7 %	413,000 円	478,200 円
9 級	局長の職務及びこれに相当する職務	19 人	0.7 %	464,600 円	537,700 円

(注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(毎年1月1日)前の判定期間における勤務成績の結果を昇給区分に反映する

(11) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市				国			
1人当たり平均支給額(H25年度)				—			
1,424 千円							
(H25年度支給割合)				(H25年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.35 月分			2.60 月分	1.35 月分		
(1.45)月分	(0.65)月分			(1.45)月分	(0.65)月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日前における判定期間での勤務成績不良職員については70/100~90/100の成績率を適用し、減額する。

(12) 退職手当(平成25年4月1日現在)

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	無			2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	4,025 千円	25,620 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(13) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(H25年度決算)		23,838 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H25年度決算)		737,244 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	19 人	18 %
医師(歯科医師含む)	15 %	11 人	15 %
大阪市	15 %	1 人	15 %
堺市	10 %	1 人	10 %

(14) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H25年度決算)		163,458 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)		104,848 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H25年度)		28.5 %		
手当の種類 (手当数)		14種 (34手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H25年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	189,865円	日額 230円
感染症作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	125円	日額 250円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	3,300円	1回につき 660円
	職員	人事委員会の指定する有害農薬による病虫害防除作業に直接従事したとき。	15,500円	日額 200円
	職員	家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第2条に定める家畜伝染病 (口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。) のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円 (著しく危険と人事委員会 が認める場合は760円)
	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	3,100,500円	日額 500円
	精神保健指定医である職員 又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	20,735円	日額 290円
	区役所保健子ども課、城南総合出張所保健福祉課、こころの健康センター及び精神保健福祉室に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	21,735円	日額 230円
	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等での工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	2,900円	日額 200円
	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	132,000円	日額 500円 (夜間 750円)

	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	550,800円	日額 400円
	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,208,150円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	776,400円	日額 800円
	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	2,600円	日額 400円
清掃等作業手当	環境工場、扇田環境センター又は秋津浄化センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	17,033,250円	日額 780円
	クリーンセンター又は北区役所まちづくり推進課に勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	25,412,000円	日額 800円
	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	2,539,200円	日額 600円
	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	317,240円	日額 280円
特殊清掃作業手当	環境工場及び秋津浄化センターに勤務する職員	環境工場に勤務する職員がごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業又はクレーン上の点検作業に直接従事したとき及び秋津浄化センターに勤務する職員が投入槽、消化槽又は市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。	123,250円	日額 250円
食肉センター業務手当	職員	汚物処理作業(焼却作業を含む。)又はと畜検査業務に直接従事したとき。	1,985,200円	日額 800円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	7,376,500円	日額500円
	保育園に勤務する保育士	保育業務に直接従事したとき。	6,192,300円	日額150円
	児童相談所又は障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定及び保護に直接従事したとき。	6,097,200円	日額800円
	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定及び相談に直接従事したとき。	126,750円	日額650円

市税等事務従事手当	税制課、課税管理課、納税課又は各税務課に勤務する職員 国保年金課に勤務する職員	税制課、課税管理課、納税課又は各税務課に勤務する職員が市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき及び国保年金課に勤務する職員が保険料の徴収事務に直接従事したとき。	12,708,650円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	175,565円	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員又は消防艇の操船員を除く)	災害現場若しくは救急現場に出勤したとき又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出勤したとき。	25,577,660円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
	機関員又は消防艇の操船員	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出勤したとき又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出勤したとき。	15,006,630円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
	消防職員	救助工作車、はしご車、救助資機材若しくは消防艇により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	19,091,160円	1当務につき330円
	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額2,600円
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員。 食肉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所又は動植物園に勤務する獣医師。 消防局に勤務し救急救命に関する業務に従事する救急救命士	-	19,937,049円	月額84,000円以下
教員特殊業務手当	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級の職員	特定の業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	4,118,300円	日額6,400円以内
学力検査手当	市立高等学校、市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員	入学学力検査問題の作成等を行ったとき。	397,800円	1時間につき300円
特別支援教育担当手当	市立幼稚園のこぼの教室において、特別支援教育を担当する教諭、助教諭又は講師	-	655,200円	月額7,800円

(15) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (H25 年 度 決 算)	2,379,553 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (H25 年 度 決 算)	435 千円
支 給 実 績 (H24 年 度 決 算)	2,843,702 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (H24 年 度 決 算)	519 千円

(16) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○その他の扶養家族 6,500円 ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	693,041 千円	245,476 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○持家の場合 2,500円	異	持家の場合 2,500円を支給	480,468 千円	133,020 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	407,393 千円	87,322 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて46,900円～105,400円を支給	異	役職により俸給月額25/100以内を支給(国の制度)	278,783 千円	735,090 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	357,704 千円	358,990 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額216,000円以内を支給	異	月額306,000円以内を支給	20,643 千円	1,890,969 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	—	6,264 千円	696,000 円
へき地手当	○指定するへき地学校等に勤務する職員 職員の給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4以内			0 千円	0 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額の合計額の25/100以内を支給(国の制度)	387 千円	44,261 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,400円 ○医師の宿日直 20,000円	異	○一般 4,200円 ○医師 20,000円	2,682 千円	234,885 円

管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	5,509 千円	142,461 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	39,471 千円	71,033 円
義務教育等教員特別手当	市立高等学校、市立幼稚園及び市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員で校長及び教員との権衡上必要と認められる範囲内において月額8,000円以内を支給	同	—	8,245 千円	64,411 円
教育業務連絡指導手当	市立高等学校の教諭又は養護教諭のうち職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、業務に従事したとき 日額200円			694 千円	45,785 円

(17) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,132,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(- 円)	1,428,000 円	500,000 円
報 酬	副 市 長	883,000 円	1,148,000 円 / 810,000 円	
		(- 円)		
報 酬	議 長	814,000 円	1,179,000 円 / 500,000 円	
	副 議 長	741,000 円	1,061,000 円 / 500,000 円	
	議 員	671,000 円	953,000 円 / 500,000 円	
期 末 手 当	市 長	(H25年度支給割合)		
	副 市 長	2.95	月分	
期 末 手 当	議 長	(H25年度支給割合)		
	副 議 長	2.95	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		1,132,000円×在職月数×0.7 ※現市長のみ0.5	2,716 万円	任期ごと
退 職 手 当	副 市 長	883,000円×在職月数×0.4	1,695 万円	任期ごと
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (H25.4.1 現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事由		期間
年次有給休暇		20日以内
病気休暇		90日以内
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	14日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から出産の日まで
		出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が2歳になるまで、1日に2回以内・各45分
	配偶者分娩休暇	3日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象となる子が複数いる場合は10日)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日以内
	夏期休暇	5日以内
	永年勤続表彰休暇	30年-4日以内
		20年-2日以内
男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週間前から出産後8週の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (H25年度実績)

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	10	0	0	5	15

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

(2) 分限処分の状況 (H25年度実績)

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	0	0	65	0	65

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

5 職員のサービスの状況 (H25年度実績)

休業等の取得状況

休業等区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	4	89	93
育児部分休業	1	7	8
育児短時間勤務	0	6	6
自己啓発休業	0	0	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

研修区分		延べ人員		
		25年度		
1 特別研修		1,089人		
	職員セミナー	426人		
	公務員倫理研修	663人		
2 基本研修		1,407人		
	新規採用職員研修	224人		
	採用3年目職員研修	146人		
	採用5年目職員研修	134人		
	採用7年目職員研修	83人		
	採用11年目職員研修	107人		
	業務職員研修	18人		
	職種変更職員研修	41人		
	新任作業長・主任研修	14人		
	係長級昇任者研修	148人		
	新任ライン係長研修	78人		
	課長補佐級昇任者研修	118人		
	新任ライン課長補佐研修	64人		
	課長級試験合格者研修	45人		
	課長級昇任者研修	29人		
	課長パワーアップ研修	43人		
係長人事評価研修	90人			
課長人事評価研修	25人			
3 実務研修		243人		
	ジャンプアップ研修		182人	
		段取り力強化講座	30人	
		ロジカル問題解決講座	28人	
		文書作成講座	30人	
		プレゼンテーション講座	15人	
		ファシリを活かした職場作り	12人	
		業務マネジメント講座	20人	
		ロジカル説明力講座	28人	
		コーチング講座	19人	
	行政法研修	21人		
民法研修	40人			
4 内部講師養成研修		29人		
	接遇研修内部講師養成講座	10人		
	接遇内部講師ブラッシュアップ研修	19人		
5 派遣研修		99人		
	事例調査派遣研修(国内)	7人		
	自治大学校	2人		
	早稲田大マニフェスト研人材マネジメント部会	3人		
	国際文化アカデミー	18人		
	市町村アカデミー	15人		
	熊本県市町村職員研修協議会	54人		
6 職場研修		14,851人		
	職場研修推進支援	328人		
	職場集合研修	87人		
	すまいる向上キャンペーン	6,457人		
	職員倫理意識向上の職場研修	6,457人		
	職場派遣研修	11人		
	他課主催全庁研修		1,511人	
		債権回収実務研修	42人	
		条例制定研修	7人	
		政策法務研修	192人	
		法令実務	171人	
		例規担当者研修	169人	
		訟務研修	43人	
		参画協働研修	158人	
契約事務研修		55人		
人権教育研修	674人			

7 自主研修		120人	
		120人	
	資格取得・自己啓発支援	自主学習グループ	47人
		資格取得	3人
		大学講座	15人
		eラーニング（市町村アカデミー）	10人
		eラーニング（自治大学校）	45人
合計（延べ人数）	17,838人		

(2) 勤務成績の評定の状況

本市における職員の勤務成績の評定については、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職場の上司が部下の勤務成績や能力等の評価を行う人事評価制度を実施しています。

この制度は毎年10月1日を基準として、次長級以下の全職員に対し、業績、情意、能力の評価を行い、人事異動や昇任の際の参考とするものです。

また、自己申告書制度、庁内公募、上司のリーダーシップに関する評価、自己評価を併せて実施しており、より精度の高い評価制度を構築するため毎年見直しを行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

平成 25 年度職員厚生会事業（実績）

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	6, 811名
公費負担額	37, 899, 588円
会員負担・その他収入額	174, 400, 810円
事業主：職員の負担割合	1.5 / 1,000 : 4.0 / 1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等12種
貸付事業	厚生貸付金、特別貸付金（H25年度のみ）、 災害貸付金
厚生事業	インフルエンザ予防接種補助 ※人間ドック補助、※各種スポーツ大会 等
カフェプラン事業	宿泊施設利用等、※書籍購入 等
収益事業	任意共済保険・災害共済会事務、生命保険・損害 保険の団体取扱事務

(備考) ※の事業について公費を充当（半額又は全額）

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究、企画立案等
- ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての不服申立ての審査

2 業務の状況

(1) 平成25年職員の給与等に関する報告の状況

人事委員会は、本市職員及び民間企業従業員の給与等について調査研究等を行い、平成25年10月7日に、市議会及び市長に対して給与に関する報告を行いました。その概要は、次のとおりです。

(報告の内容)

① 給与の改定について

- 月例給及び特別給(期末・勤勉手当)については、改定を見送ることが適当
- 民間の初任給月額が職員の初任給月額を上回っており、このような傾向が数年来継続していることから、また、優秀な人材の確保の観点からも、初任給を改善することが必要。これに伴い在職者に対する所要の調整措置を講ずることも必要
- 自宅に係る住居手当(月額2,500円)については、国が廃止していること、6割を超える地方公共団体が廃止していること等を踏まえ、廃止することが必要

② 給与に係る諸課題について

- 平成18年度から国に準じて実施している給与構造改革における経過措置については、国において平成26年3月末で廃止することが決定しているため、今後の国の給与制度の総合的見直しを注視しながら、他の地方公共団体の動向及び本市職員への影響等を十分に勘案して廃止することが必要
- 本市の昇給・昇格制度は、国に準じていることから、国の制度改革の内容を踏まえ、本市の高年齢層の給与水準等の状況や他の地方公共団体の動向を勘案しながら、高年齢層の昇給・昇格制度の見直しを検討することが必要

③ 人事管理について

- 職員の採用については、「市民志向」、「改革志向」及び「自立志向」を基準として、より優秀な人材を確保するための方策について、今後も調査研究が必要。職員の登用については、課長級昇任試験、係長級昇任試験及び消防吏員昇任試験を実施しているが、さらに透明性・公平性・納得性の高い制度の確立が必要。女性職員の登用については、一定の成果が見受けられるが、今後、女性職員がよりキャリアアップしていくことのできるような環境づくりに取り組んでいくことが必要。また、人事評価については、職員的能力・実績がより的確に反映されるような制度構築に向け、検証を重ねていくことが必要
- 時間外勤務の縮減について、過度の時間外勤務が職員の健康に及ぼす影響を考慮し、業務の効率化並びに適正な勤務時間管理及び人員配置を行うなど、組織全体として時間外勤務の縮減に取り組まれることを要請
- 両立支援の推進について、両立支援の制度を整備するだけにとどまらず、制度の活用促進が重要であり、職場に対する一層の周知を図るとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備に向けた取組を進めていくことが必要
- メンタルヘルス(心の健康)について、「熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルス対策を継続的に粘り強く取り組んでいくことが必要
- 高齢期の雇用問題について、今後、人事院から示される再任用職員に関する検討結果を踏まえ、他の地方公共団体の動向も注視しながら、再任用職員に係る適正な給与水準や再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等について、分析・研究していくことが必要
- 市政に対する信頼回復について、不祥事に対する厳正な対処、不祥事の発生要因及び背景の調査・分析並びに職員に対する研修及び管理監督者による職場での指導徹底等、不祥事の根絶に向けた総合的な取組を一層推進していくことが重要

(2) 採用の状況

①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B	
		人	人	人	人	人	倍	
上級職	事務職	485	337	42	36	20	16.9	
	社会福祉職	21	17	6	6	2	8.5	
	技術職	土木	77	51	40	35	20	2.6
		建築	18	12	6	6	2	6.0
		機械	21	14	8	6	3	4.7
		電気	59	45	16	16	8	5.6
		化学	24	20	4	4	1	20.0
農業	8	5	3	3	1	5.0		
免許資格職 (上級職)	保健師	35	26	6	6	2	13.0	
免許資格職 (中級職)	保育士	68	60	20	17	10	6.0	
	臨床工学技士	12	11	4	3	1	11.0	
初級職	事務職	69	58	10	10	4	14.5	
	学校事務 (県費負担)	35	30	8	7	3	10.0	
	技術職(土木)	9	8	6	6	2	4.0	
消防職	上級消防職	167	136	9	9	4	34.0	
	初級消防職	182	158	8	7	3	52.7	
	初級消防職 (救急救命士)	18	13	4	4	1	13.0	
合計		1,308	1,001	200	181	87	11.5	

②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	第二次 試験 合格者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
上級職	文化財専門職	26	22	6	6	-	2	11.0
免許資格職 (上級職)	学芸員(地質)	8	6	4	4	-	1	6.0
	助産師	7	7	6	6	-	2	3.5
免許資格職 (中級職)	看護師(H25.10以降採用)	21	20	16	15	-	8	2.5
	看護師(H26.4以降採用)	33	33	32	24	-	20	1.7
民間企業等 経験者	事務職	250	213	32	31	16	5	42.6
	技術職(土木)	44	36	24	24	12	3	12.0
身体障がい者	事務職	24	17	-	-	-	2	8.5
合計		413	354	120	110	28	43	8.2

③採用選考(承認)

区分	任命権者	市長	病院事業 管理者	教育委員会	消防長	計
	職	人	人	人	人	人
一般職 (医師を除く。)	局長職					0
	次長職	1				1
	課長職					0
	課長補佐職					0
	係長職					0
	主任技師	1				1
	主事	1				1
その他職員	部長		2			2
	医長		3			3
	医師		22			22
	学芸員			1		1
消防職	消防監				1	1
	消防司令				10	10
	消防司令補				14	14
	消防士長				15	15
	消防副士長				11	11
	消防士				8	8
任期付職員	部長職に準じる職					0
	課長職に準じる職	1				1
	課長補佐職に準じる職	1				1
	主事に準じる職	1				1
計		6	27	1	59	93

(3) 昇任の状況

①課長級・係長級・係長級昇任選考試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
	人	人	人	人	人	倍
課 長 級	177	164	68	68	45	3.6
係 長 級	441	421	150	150	100	4.2
係長級選考	23	18	-	-	15	1.2
計	641	603	218	218	160	3.8

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
	人	人	人	人	人	倍
消 防 司 令	13	13	13	11	9	1.4
消防司令補	70	70	29	29	19	3.7
消 防 士 長	55	54	32	32	21	2.6
計	138	137	74	72	49	2.8

③昇任選考(承認)

任命権者 職	任命権者						計
	市長	教育長	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	
局 長 職	7						7
次 長 職	17	1		1		4	23
課 長 職	1					5	6
課長補佐職	103	3	2	5		13	126
係 長 職	22	2	2			3	29
小 計	150	6	4	6	0	25	191
消 防 正 監					3		3
消 防 監					5		5
消防司令長					9		9
消 防 司 令					8		8
小 計	0	0	0	0	25	0	25
計	150	6	4	6	25	25	216

※ 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
	人	人	人	人	人	倍
事 務 職	59	57	31	31	28	2.0
技 術 職 (土 木)	0	0	0	0	0	-
消 防 職	3	3	2	2	2	1.5
計	62	60	33	33	30	2.0

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
		人
事 務 職	消 防 職	1
消 防 職	事 務 職	1
教 諭	指 導 主 事	4
運輸職(バス運転士)	業 務 職	11
計		17

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:なし

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

件数:3件

告示第760号

平成26年10月31日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
2人
- 2 送達する書類名
配当計算書（謄本）

公 告

公告第739号

平成26年10月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区池田四丁目1052番1の一部、1069番1の一部及び水路
1,558.96平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区池田四丁目22番1号
学校法人 君が淵学園
理事長 中山 峰男

公告第744号

平成26年10月22日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 換価財産
 - (1) 売却区分1号
 - ア 不動産の表示
(土地の表示)

所在	熊本市東区戸島一丁目
地番	2339番7
地目	宅地
地積	168.10㎡
 - イ 最高価申込価額 2,370,000円
 - ウ 最高価申込者氏名又は名称 白木 善男
 - エ 最高価申込者の決定年月日 平成26年10月21日（火）
 - オ 売却決定日時及び場所
日時：平成26年10月28日（火）午前10時
場所：熊本市財政局納税課

公 告 第 7 4 5 号

平成 26 年 10 月 23 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 2 月 23 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第 3 シルクビル

熊本市中央区大江四丁目 2 番 3 号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ダイエー	代表取締役 桑原 道夫	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目 3 9 番 8 号
廣田 敏男	廣田 敏男	熊本県熊本市中央区下通二丁目 2 番 30 号
株式会社ロベルト	代表取締役 金本 邦益	東京都江東区木場五丁目 6 番 3 5 号
株式会社アプローズ	代表取締役 衣川 進之祐	神奈川県相模原市中央区相模原一丁目 2 番 3 号
株式会社メガネのヨネザワ	代表取締役 米澤 房朝	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 番 3 8 号
有限会社日高時計店	日高 敏弘	熊本県熊本市中央区大江本町 6 番 2 号
有限会社博栄堂印房	上田 栄治	熊本県熊本市中央区新町二丁目 3 番 7 号
株式会社アシーネ	代表取締役 石井 仁	東京都台東区北上野二丁目 6 番 4 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号
株式会社エヌティライフ	代表取締役 高安 裕	熊本県熊本市中央区白山一丁目 1 番 2 8 号
赤星清一		熊本県熊本市南区御幸笹田二丁目 1 6 番 6 5 号
蔵野株式会社	代表取締役 蔵野 信也	熊本県熊本市南区流通団地一丁目 4 7 番地
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目 3 2 番 1 3 号

有限会社シューズムナカタ	代表取締役 宗方 和子	熊本県熊本市中央区下通二丁目 2 番 3 2 号
株式会社プラザクリエイティブイメージング	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区九段南四丁目 7 番 1 3 号
有限会社ムラヤマレコード	代表取締役 村山 芳和	熊本県熊本市中央区水前寺一丁目 1 番 2 8 号
株式会社マルシェ	代表取締役 玉虫 俊夫	東京都中央区日本橋堀留町二丁目 8 番 4 号
有限会社バディーオブユニオン	代表取締役 中野 栄紀	熊本県熊本市東区健軍二丁目 1 番 2 9 号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ダイエー	代表取締役 村井 正平	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目 3 9 番 8 号
廣田 敏男	廣田 敏男	熊本県熊本市中央区下通二丁目 2 番 3 0 号
株式会社アプローズ	代表取締役 衣川 進之祐	神奈川県相模原市中央区相模原一丁目 2 番 3 号
株式会社ヨネザワ	代表取締役 米澤 房朝	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 番 3 8 号
有限会社日高時計店	日高 敏弘	熊本県熊本市中央区大江本町 6 番 2 号
株式会社アシーネ	代表取締役 緒方 正朗	東京都江東区大島四丁目 6 番 1 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号
株式会社エヌティライフ	代表取締役 高安 裕	熊本県熊本市中央区白山一丁目 1 番 2 8 号
赤星 清一		熊本県熊本市南区御幸笛田二丁目 1 6 番 6 5 号
蔵野株式会社	代表取締役 蔵野 信也	熊本県熊本市南区流通団地一丁目 4 7 番地
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目 3 2 番 1 3 号
株式会社プラザクリエイティブストアーズ	代表取締役 大島 康広	東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 0 号
有限会社ムラヤマレコード	代表取締役 村山 芳和	熊本県熊本市中央区水前寺一丁目 1 番 2 8 号
石岡靖博		熊本県八代市清水町三丁目 1 9 番地
村上 隆介		熊本県熊本市西区春日町三丁目 1 5 番 1 号

有限会社白水インター ナショナルコーポレー ション	代表取締役 白水 征江	福岡県久留米市御井旗崎二丁目 5 番 5 号
藤久株式会社	代表取締役 後藤 薫徳	愛知県名古屋市中東区高社一丁目 2 1 0 番地
株式会社システム 1 4	代表取締役 石田 勝彦	大阪府大阪市北区天神橋三丁目 7 番 9 号
甲斐 悦生		熊本県下益城郡美里町中小路 7 1 1
宗方 巧		熊本県熊本市中央区練兵町 1 3 番 地 7
上田 英貴		熊本県熊本市中央区新町二丁目 3 番 7 号

3 変更の年月日

平成 26 年 4 月 1 日

4 変更する理由

小売業者の入退店等による変更のため

5 届出年月日

平成 26 年 10 月 15 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 10 月 23 日から平成 27 年 2 月 23 日まで

公 告 第 7 4 6 号

平成 26 年 10 月 23 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 2 月 23 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山 政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス植木店・靴のニシムラ本店
熊本市北区植木町滴水字町裏 1 8 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
有限会社丸芳 代表取締役 西村 芳廣	熊本市北区植木町滴水 1 3 番地 1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
有限会社西村本店 代表取締役 西村 博子	熊本市北区植木町植木 2 6 番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 27 年 6 月 1 6 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 0 4 6 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 8 6 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場 No. 1 A棟南側 3 4 台

駐輪場 No. 2 A棟西側 5 6 台

駐輪場 No. 3 B棟西側 1 2 台

合計 1 0 2 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 No. 1 A棟北側 4 0 平方メートル

荷さばき施設 No. 2 A棟東側 6 5 平方メートル

荷さばき施設 No. 3 B棟北側 2 2 平方メートル

合計 1 2 7 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設 No. 1 A棟内西側 1 7 立方メートル

廃棄物等保管施設 No. 2 B棟内北側 3 立方メートル

合計 2 0 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前 9 時から午後 1 0 時まで

有限会社西村本店 午前 9 時から午後 8 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. 1 2 4 時間

荷さばき施設 No. 2 2 4 時間

荷さばき施設 No. 3 午前 6 時から午後 1 0 時まで

8 届出年月日

平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 10 月 23 日から平成 27 年 2 月 23 日まで

公 告 第 7 4 7 号

平成 26 年 10 月 23 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の町の区域及び名称を変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 住居表示整備事業に伴う町の区域及び名称の変更案

【松尾町上松尾地域】

変更前町界町名	変更後町界町名	摘要
中松尾町の一部	松尾一丁目	住居表示実施

※ 別図（町界町名図）のとおり（登載省略）

- 2 変更時期 平成 27 年 3 月（予定）
- 3 縦覧期間 平成 26 年 10 月 23 日から
平成 26 年 11 月 25 日まで
- 4 縦覧場所 熊本市企画振興局区政推進課

公 告 第 7 4 9 号

平成 26 年 10 月 24 日

平成 26 年度地籍調査事業の一筆地調査に係る土地所有者等の所在が明らかでないことから、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業計画が公示された日 平成 26 年 4 月 1 日
- 2 調査を実施する者の名称 熊本市
- 3 調査地域 東区戸島六丁目、東区戸島本町、東区戸島町の各一部
- 4 調査の期間 平成 26 年 6 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 5 土地の所在 熊本市東区戸島本町
- 6 土地の地番 4208 番 1
- 7 土地の地目 宅地
- 8 所在が明らかでない者の名称及び住所
名称 : 春田 武七
住所 : 不明
- 9 連絡先 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局土木管理課地籍調査班（花畑町別館 2 階）
電話 096-328-2468

公 告 第 7 5 1 号

平成 26 年 10 月 24 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 88 条第 2 項の規定に基づき、熊本市田井島南土地区画整理組合の換地計画を公衆の縦覧に供するため、同法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 55 条の 2 において準用する同法施行令第 3 条の規定により公告する。

なお、当該土地区画整理事業に関係ある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整

理事業に係る水面について権利を有する者は、縦覧に供された換地計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、施行者に意見を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧開始の日
平成 26 年 10 月 27 日
- 2 縦覧期間
平成 26 年 10 月 27 日から平成 26 年 11 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市南区田井島 3 丁目 8 番 1 号
熊本市田井島南土地区画整理組合事務所
- 4 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 5 施行者
熊本市田井島南土地区画整理組合
理事長 村田 政時

公 告 第 7 5 2 号

平成 26 年 10 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区花園七丁目 1595 番 1、1596 番
1、376.66 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 7 5 3 号

平成 26 年 10 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字重富字住吉 5 番 1、5 番 4、5 番 5、5 番 6、5 番 7、5 番 8、46 番、
49 番 1、52 番、53 番、57 番 2、58 番、59 番、59 番 2、60 番 2 及び水路
4、982.43 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津三丁目 7 番 26 号
有限会社 毎日不動産
取締役 一期崎 孝

公 告 第 7 5 4 号

平成 26 年 10 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代十丁目 2 7 2 7 番、2 7 2 8 番 3
3 6 5. 1 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区島崎二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 7 5 7 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区今町字小道端 1 5 7 番 2、1 8 8 番 1、1 8 8 番 3
4 9 9. 0 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区八分字町
氏名 登載省略

公 告 第 7 5 8 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により平成 2 5 年 3 月 1 4 日付け公告第 2 2 4 号で公告した城南農業振興地域整備計画を同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市南区役所城南総合出張所産業振興課

公 告 第 7 5 9 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字小藤 1 3 3 3 番 2、1 3 3 3 番 3、1 3 3 4 番 1、1 3 3 4 番 3
5 1 4. 9 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区護藤町
氏名 登載省略

公 告 第 7 6 0 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区楡木二丁目 1 5 4 7 番 1
3, 2 6 4. 2 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 7 6 1 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島四丁目 3 8 0 8 番 4
3 7 3. 4 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区黒髪七丁目
氏名 登載省略

公 告 第 7 6 3 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町さんさん一丁目 7 番 1
4, 8 0 4. 9 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区近見七丁目 1 2 番 5 1 号
株式会社 アーデルハウス
代表取締役 平島 秀一

公 告 第 7 6 4 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・675	御領五丁目公園	熊本市東区御領五丁目595番5

2 供用開始の期日
平成26年10月29日

公告第766号
平成26年10月31日

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準を公告する。

熊本市長 幸山政史

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準（平成22年告示第134号）の一部を次のように改める。

第2条第2項中「最低制限基準価格」を「その業種が別表の業種区分のいずれにも該当しないコンサルタント業務の最低制限基準額」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 最低制限基準額は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その得た額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

附則の次に別表として次のように加える。

別表（第2条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
測量設計業務 (次項以外のもの)	直接原価	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
測量設計業務 (積算に技術経費を用いるものに限る。)	直接原価	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費(測量)の額に10分の4を乗じて得た額	諸経費(設計)の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
土木設計業務 (次項以外のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

土木設計業務 (積算に技術経費を用いるものに限る。)	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得 た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に 10 分の 6 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得 た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に 10 分の 6 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得 た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得 た額

注 直接測量費、直接原価、直接人件費、測量調査費、特別経費、直接経費、間接調査費、諸経費、技術料等経費、その他原価、技術経費、解析等調査業務費又は一般管理費等の額に千円に満たない端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成 26 年 10 月 31 日から施行し、この基準による改正後の建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定は、一般競争入札にあっては平成 26 年 12 月 1 日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

中 央 区

中央区告示第 24 号

平成 26 年 10 月 28 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 10 月 20 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 73 号

平成 26 年 10 月 29 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 4 4 7 号	熊本市西区蓮台寺一丁目 1 3 番 6 号 熊本推進建設株式会社 代表取締役 清永 邦義	平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日
		代表者の異動

上下水道局告示第 7 4 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 7 0 号	合志市幾久富 1 6 5 6 番地 3 4 5 有限会社ホナミ 代表取締役 穂波 美津江	平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日

上下水道局告示第 7 5 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 5 6 0 号	熊本市南区奥古閑町 1 9 0 3 番地 1 有明管工 代表者 平島 信行	平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日

上下水道局告示第 7 6 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由

第 1 7 1 号	熊本市北区植木町轟 2 2 5 2 番地 2	平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日
	株式会社高宮城工業 代表取締役 高村 美喜子	代表者の異動

上下水道局告示第 7 7 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 3 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 4 2 3 号	熊本市中央区九品寺三丁目 1 5 番 7 号 株式会社SYSKEN 代表取締役 柏尾 敬秀	平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日
		商号の変更

上下水道局告示第 7 8 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 2 4 号	熊本市南区城南町千町 9 8 8 番地 3 岩田設備 代表者 岩田 浩二	平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日

病 院 局

病院局規程第 1 0 号

平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日

熊本市病院局就業規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院局事業管理者 高 田 明

熊本市病院局就業規程の一部を改正する規程
熊本市病院局就業規程（平成 2 1 年病院局規程第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
第 2 5 条第 1 項第 2 号ウ中「薬剤師」の次に「、臨床工学技士」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

教委規則第 7 号

平成 26 年 10 月 28 日

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公民館条例施行規則（昭和 26 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表中熊本市植木公民館山本分館の項、熊本市植木公民館田原分館の項、熊本市植木公民館大和分館の項、熊本市植木公民館やすら木の里分館の項及び熊本市植木公民館田底分館の項を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

教委告示第 12 号

平成 26 年 10 月 17 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成 26 年 10 月 22 日（水） 午後 2 時から

2 場所

マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議事

- (1) 熊本市公民館条例の一部を改正する条例について
- (2) 熊本市田原坂資料館条例の制定について
- (3) 龍田西小学校屋内運動場新築その他工事請負契約の内容に対する意見について
- (4) 熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 熊本市国指定史跡保存管理計画策定委員会委員委嘱について
- (6) 平成 27 年度教育委員会市費負担職員（教職員除く。）異動一般方針について
- (7) 平成 27 年度教育委員会教職員等異動方針について
- (8) 熊本市教育の情報化ビジョンについて

4 協議

- (1) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について

5 報告

- (1) 平成 26 年第 3 回定例市議会報告について
- (2) 平成 26 年度（第 50 回）熊本市学校緑化コンクールについて
- (3) 平成 27 年度熊本市立学校教員採用選考試験の結果について
- (4) 平成 27 年度熊本市立学校管理職採用選考試験の実施状況について
- (5) 平成 26 年度熊本市教職員教育功労表彰の受賞者について
- (6) 広報広聴関係について